

地震・津波等発生時の対応について

本校においては、地震及び津波等が発生した時の児童の避難、保護者への児童の引き渡し等を次のとおりとしています。不測の事態に対する準備や約束事をご家庭で話し合ってください。ご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 児童が学校にいて地震が発生した場合

(1) 学校を含むエリアの震度が **5 弱以上** の場合

原則 **保護者の方への引き渡し**を行います。

保護者の方が引き取りに来られるまで、児童を学校に待機させます。保護者の方には、引き渡しについて「倉敷eこねっと」及び「帯江小学校ホームページ」でお知らせしますので、学校に引き取りに来てください。その際に、「児童引き渡しカード」を呈示していただきます。なお、通信手段が使えない場合も考えられます。その時は保護者の方の判断で、引き取りをお願いします。また、自宅が倒壊し帰宅が困難な場合は、一度引き渡しを行った後、そのまま避難所に入ってくださいことも可能です。

(2) 学校を含むエリアの震度が **4 以下** の場合

校長の判断により決定します。原則として通常通り授業をした後、児童を下校させます。引き渡しを行う場合には、「倉敷eこねっと」及び「帯江小学校ホームページ」でお知らせします。

2 児童が学校にいて津波が発生した場合

(1) 学校を含むエリアに、**大津波警報**または**津波警報**が発令した場合

児童を学校に待機させます。基本的に**本校北棟3階以上**を**第1避難場所**とします。ただし、校舎等の損壊が激しく避難所として不適当な場合、または津波の規模が大きくなることが予測される場合は、**一王子神社**を**第2避難場所**とします。解除されるまで下校は行わず、保護者への引き渡しも行いません。

(2) 津波の規模が注意報以下で通学路の危険がない場合

原則として通常通り授業をした後、児童を下校させます。

3 児童が学校にいて **Jアラート**による**弾道ミサイル飛来等の緊急情報**が発信された場合

原則 **保護者の方への引き渡し**を行います。

保護者の方が引き取りに来られるまで、児童を学校に待機させます。保護者の方には、引き渡しについて「倉敷eこねっと」及び「帯江小学校ホームページ」でお知らせしますので、学校に引き取りに来てください。

【地震、津波発生時等に備えて準備をお願いすること】

「児童引き渡しカード」の作成

児童引き渡しカードとは、児童を引き取りに来られた際に呈示する身分証です。実際に避難している中で、安全でスムーズな引き渡しができるためのものです。保護者の方に限らず、親戚の方など引き取りに来られる可能性のある方の引き渡しカードを作成していただくことで、保護者の方が都合で来られなくても安全で確実な引き渡しができると考えています。